

平成 29 年 7 月 6 日

【照会先】

茨城県商工労働観光部労働政策課

課 長 橘 秀幸

室長補佐 山口 喜市

(電話番号) 029-301-3645

茨城労働局職業安定部職業安定課

課 長 栗原 智子

地方労働市場情報官 生天目寿幸

(電話番号) 029-224-6218

茨城県雇用対策協定に基づく平成 29 年度実施事業計画の策定について

今般、茨城県知事と茨城労働局長は、平成 28 年 3 月 24 日に締結した「茨城県雇用対策協定」に基づき、平成 29 年度実施事業計画を策定したので公表します。

本協定は、茨城県と茨城労働局が、中長期的に茨城県内の労働力人口が減少する中にもあっても、茨城県の活力を維持し持続的な発展を図っていくため、それぞれの強みを生かして雇用面での連携を一層深化させ、雇用対策や地方創生に関する施策を総合的かつ効果的に実施することを目的として締結したものです。

なお、本協定に基づく実施事業計画は、雇用対策法施行規則に定める雇用施策実施方針に相当しますので、茨城労働局では、本協定に基づく実施事業計画を雇用施策実施方針としています。

* 添付資料

- ① 茨城県雇用対策協定（協定書本体）
- ② 平成 29 年度実施事業計画

(参考) 雇用対策法施行規則(昭和41年労働省令第23号)(抄)

第13条 都道府県労働局長は、毎年度、都道府県労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針(以下この条において「雇用施策実施方針」という。)を関係都道府県知事の意見を聞いて定めることにより、当該施策と都道府県の講ずる雇用に関する施策とが密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるよう努めるものとする。

2 (略)

3 都道府県労働局長は、第1項の都道府県労働局及び公共職業安定所における雇用に関する施策の実施に関し、雇用施策実施方針に定める事項について都道府県知事から要請があったときは、その要請に応じるように努めるものとする。